第四十四条の二第二項中「許可を」を「許可」に、「承認を」を「承認」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の氏名」を「である承認取得者（法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。）の氏名」に、「又は分割をしようとする法人であつて、法第五十条第一項の承認を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする承認取得者又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする承認取得者の名称又は氏名」に、「又は分割をしようとする法人の名称」を「若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「「当該保税蔵置場」を「「により当該」とあるのは「により前号の承認取得者の」と、同項第三号中「当該」に、「法第五十条第一項の承認を受けた者に係る保税蔵置場」を「第一号の承認取得者の」に改める。

第五十五条の八の次に次の一条を加える。

（技術的読替え等）

第五十五条の八の二　法第六十三条の八の二（許可の承継についての規定の準用）の規定において特定保税運送者について法第四十八条の二（許可の承継）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条の二第一項	により当該許可	により第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認
	の当該許可	の当該承認
第四十八条の二第二項	保税蔵置場の許可	第六十三条の二第一項の承認
	税関長	当該承認をした税関長
第四十八条の二第三項	第四十三条各号（許可の要件）のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第六十三条の四各号（承認の要件）のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする
第四十八条の二第四項	（当該保税蔵置場の	（当該特定保税運送者の第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する
	税関長	同項の承認をした税関長
	により当該保税蔵置場の同項に規定する	により当該特定保税運送者の同項に規定する特定保税運送に関する
	第四十七条第一項第一号又は第三号（許可の失効）	第六十三条の七第一項第一号（承認の失効）
	当該許可	第六十三条の二第一項の承認
第四十八条の二第五項	第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第六十三条の四各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする

2　第三十九条の二第一項又は第二項の規定は、法第六十三条の八の二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定保税運送者（法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送者をいう。次項において同じ。）の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十三条の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定保税運送者又は法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り渡そうとする特定保税運送者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送に関する」と読み替えるものとする。

第五十九条の十五第一項中「第六十七条の十二」の下に「（許可の承継についての規定の準用）」を加え、「（申告の特例）」及び「（輸出申告の特例）」を削り、「同表の」を「同表第四十八条の二第一項の項中「（申告の特例）」とあるのは「（輸出申告の特例）」と、同表」に改め、「及び第五項」を削り、「第四十八条の二第四項」を「同表第四十八条の二第四項」に、「特例輸入者に係る貨物」を「特例輸入者の特例申告貨物」に、「特定輸出者に係る」を「特定輸出者の」に、「読み替える」を「、同表第四十八条の二第五項の項中「第四十三条各号」とあるのは「第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の六各号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と読み替える」に改め、同条第二項中「許可を」を「承認」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の氏名」を「である特定輸出者（法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者をいう。次項において同じ。）の氏名」に、「又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の三第一項第一号の承認を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする特定輸出者又は特定輸出貨物の輸出の業務を譲り渡そうとする特定輸出者の名称又は氏名」に、「又は分割をしようとする法人の名称」を「若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「「保税蔵置場」を「「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」に、「特定輸出者に係る」を「第一号の特定輸出者の」に改める。

第五十九条の十九第一項中「第六十七条の十八」の下に「（許可の承継についての規定の準用）」を加え、同項の表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同表第四十八条の二第四項の項中「認定製造者に係る」を「認定製造者の」に改め、同表に次のように加える。

第四十八条の二第五項	第四十三条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる	第六十七条の十三第三項第一号又は第二号のいずれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする

第五十九条の十九第二項中「許可を」を「許可」に、「認定を」を「認定」に改め、「被相続人」を削り、「であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の氏名」を「である認定製造者（法第六十七条の三第一項第三号に規定する認定製造者をいう。次項において同じ。）の氏名」に、「又は分割をしようとする法人であつて、法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者の名称」を「若しくは分割をしようとする認定製造者又は法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する業務を譲り渡そうとする認定製造者の名称又は氏名」に、「又は分割をしようとする法人の名称」を「若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名」に、「「当該保税蔵置場の」を「「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定製造者の法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロに規定する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」を「第一号の認定製造者の法第六十七条の十三第一項の認定を受けた者に係る同条第三項第二号イ」に改める。